

## 4. 南丹市男女共同参画社会推進委員会 設置要綱

### ○南丹市男女共同参画社会推進委員会設置要綱

平成18年11月15日

告示第356号

#### (設置)

第1条 本市における男女共同参画をめざす施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、南丹市男女共同参画社会推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 南丹市男女共同参画行動計画の策定において、必要な調査研究及び提言に関する事項
- (2) その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項

#### (組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市内の団体等より地域性、年齢構成等を考慮した上で、男女共同参画に関する問題について高い識見と関心を有する者の中から市長が任命する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員構成)

第5条 推進委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (関係者の出席)

第7条 推進委員会には、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、市民部において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

## 5. 南丹市男女共同参画社会推進委員会 委員名簿

団 体 名 等	氏 名
南丹市議会厚生常任委員会委員長	◎ 松尾 武治
南丹市商工会	中島 典紀
南丹市社会福祉協議会	松本 美好
南丹市民生児童委員協議会	○ 大坪 洋子
南丹市婦人会	原田 朱美
南丹市P T A連絡協議会	片山 享子
南丹市体育協会	吉野 隆
南丹市人権擁護委員会	小槻 忠行
南丹市人権教育啓発推進協議会	○ 谷 幸
南丹市園部町女性団体連絡会代表	野々口きぬゑ
南丹市園部女性の館管理運営委員会	矢野 茂世
美山町女性の集い連絡会	木戸 信子
美山町女性の集い連絡会	中西 里子
八木町民生児童委員協議会女性部	三觜 晴子
京都府女性の船「ステップあけぼの」南丹・船井支部長	芦田 美子
日吉地域農村女性グループ	吉田 陽子
食生活改善推進員協議会日吉支部	矢野 久子
南丹市市民部長	草木太久実
合 計	18名

◎…委員長 ○…副委員長

## 6. 男女共同参画社会の形成に向けた歩み（年表）

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き	本市の動き
1975年(昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国際婦人年」</li> <li>「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>「婦人問題企画推進会議」設置</li> <li>婦人問題企画推進本部会議開催</li> </ul>		
国連婦人の十年	1976年(昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法改正・施行(離婚後の氏の選択)</li> </ul>	
	1977年(昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」決定</li> <li>国立婦人教育会館開館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性政策窓口の設置</li> <li>女性婦人問題協議会設置</li> </ul>
	1978年(昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画第1回報告書」発表</li> </ul>	
	1979年(昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「京都府婦人大学」開設</li> <li>「京都府婦人の意識・生活実態調査」実施</li> </ul>
	1980年(昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> <li>世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画第2回報告書」発表</li> <li>「女子差別撤廃条約」署名式</li> </ul>	
	1981年(昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定</li> <li>京都府立婦人教育会館の建設、KYOのあけぼの大学の創設 等</li> </ul>
	1982年(昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府立婦人教育館開館</li> </ul>
	1983年(昭和58年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画第3回報告書」発表</li> </ul>	
	1984年(昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(東京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍法改正(1985年施行)</li> </ul>	
	1985年(昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議</li> <li>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」の公布</li> <li>「国内行動計画第4回報告書」発表</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナイロビ世界会議NGOフォーラムへ女性を派遣</li> <li>国連婦人の10年最終年記念大会—京都女性のフォーラム 85—開催</li> </ul>
1986年(昭和61年)				
1987年(昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題に関する意識調査」実施</li> </ul>	
1989年(平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次計画「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画—KYOのあけぼのプラン—」策定</li> </ul>	
1990年(平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告」採択</li> </ul>			
1991年(平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定</li> <li>「育児休業法」の公布(1992年施行)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>旧園部町において女性対策検討委員会及び推進会議を組織</li> </ul>

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き	本市の動き
1992年(平成4年)		・婦人問題担当大臣設置		・旧八木町において「男女共同参画によるまちづくり」に関する意識調査実施
1993年(平成5年)	・世界女性会議開催 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行 ・中学校で家庭科の男女共修開始		・旧八木町において「八木町女性対策検討委員会設置要綱」を制定 ・旧園部町「女性の館」建設
1994年(平成6年)	・第4回世界女性会議エスカップ地域政府間準備会議開催(ジャカルタ)	・高校で家庭科の男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置		・旧八木町において「女性海外視察団」派遣制度が実施
1995年(平成7年)	・「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」施行	・「京の女性史」発行 ・第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣	・旧美山町において「美山町女性の集い連絡会」が発足
1996年(平成8年)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画 2000年プラン」策定	・女性総合センターの開設 ・「KYOのあけぼのプラン」改定	・旧園部町において「仲良く生きよう・プランそのべ」を策定
1997年(平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「労働基準法」改正 ・「介護保険法」公布		
1998年(平成10年)		・「男女共同参画社会基本法」男女共同参画審議会答申		
1999年(平成11年)	・「女性に対する暴力撤廃国際日」設定	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正労働基準法」施行	・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施	・旧美山町において「女性議会」が開催
2000年(平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催 ・「政治宣言」「北京宣言」及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行		
2001年(平成13年)		・男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	・「京都府男女共同参画計画・新KYOのあけぼのプラン」策定	・旧日吉町において「男女共同参画推進会議」の設置
2002年(平成14年)		・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設		・旧日吉町において「日吉町男女共同参画懇話会」の設置・「男女共同参画社会に関する町民意識調査」の実施 ・旧園部町において「仲良く生きよう・プランそのべ」を改定 ・旧園部町において「園部町女性団体連絡会」が発足

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き	本市の動き
2003年(平成15年)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		
2004年(平成16年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定	・「京都府男女共同参画推進条例」施行	・旧日吉町において「ひよしせせらぎプラン」を策定
2005年(平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・旧八木町において「八木町男女共同参画プラン」を策定
2006年(平成18年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミニケ」採択	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ・京都府男女共同参画計画「新KYOのあけぼのプラン」後期施策の重点施策と目標数値を設定	※旧園部町・八木町・日吉町・美山町の4町合併
2007年(平成19年)		・「男女雇用機会均等法」の一部が改正		
2008年(平成20年)			・「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」(女性のパワーを活かした元気な京都づくり)策定 ・「京都府女性総合センター魅力アッププラン」策定	・「南丹市男女共同参画行動計画」を策定(平成20年度)

---

## 南丹市男女共同参画行動計画

発行：南丹市

編集：市民課

住所：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

TEL：0771-68-0005

FAX：0771-63-0653

発行年月：平成 21 年 3 月

---